

JA 新規就農応援資金の ポイント!

新規就農者の 資金ニーズに対応

新規就農者が農業経営に必要となる
設備資金や運転資金に幅広く対応い
たします。

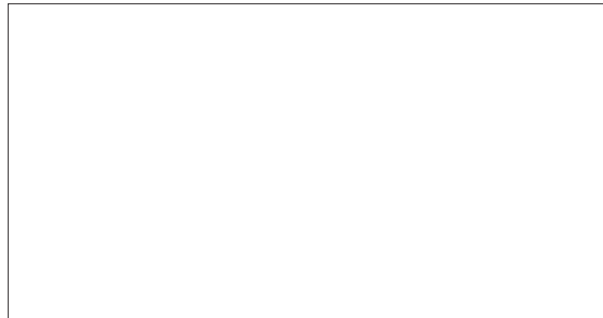
※生活資金や既往負債の借換えは除きます。
ただし、前所有者の経営を継承する場合の
居抜き住宅は対象となります。

JAバンク独自の低利対応

JAバンク独自の取組として、JAに利
子補給を行い、低金利での対応に努
めています。



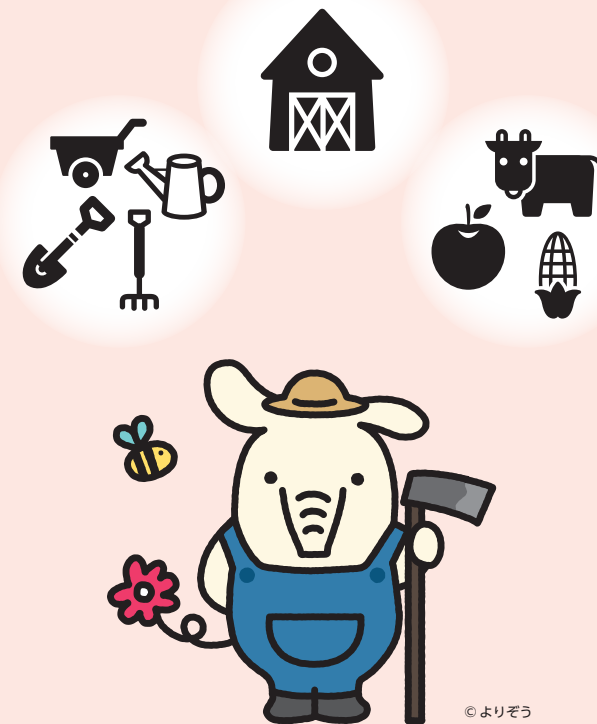
農業資金のご相談は、お近くのJAの『担い手金融リーダー』まで



2022.04

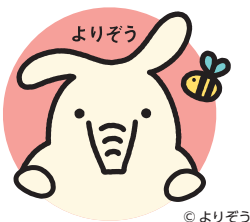
JA新規就農 応援資金

新規就農者の方の設備資金や
運転資金などに。



© よりぞう





『JA新規就農応援資金』は
新規就農者の方の設備資金や運転資金で、
農業経営の開始及び就農定着をご支援します。

制度資金の
補完資金に

農業経営に
必要な
設備資金に

前所有者の経営を
居抜き住宅付きで
継承する場合に

家畜や飼料の
購入に

〔JA新規就農応援資金〕商品概要

ご利用 いただける方	原則55歳未満で就農開始5年目までの 新規就農者 (当JAの正組合員に限ります。)
お使いみち	(1)農業経営に必要な設備資金 農業経営用施設・機械の取得・改良・ 造成等(前所有者の経営を継承する 場合の居抜き住宅を含む) ※制度資金の補完資金となります。 (2)農業経営に必要な運転資金 肥料・農薬・飼料・各種負担金等の農業 経営費等
ご融資金額	1,000万円以内とします。
ご融資の利率	当JAの定める利率とします。(※) ※JAバンク独自の取組として、JAに利 子補給を行い、低金利での対応に努め ています。
ご返済期間	最長17年以内とします。 (うち最長据置5年以内)
ご返済方法	長期資金は元利均等償還、元金均等償還 のいずれか、短期資金は期日一括返済と します。 ※返済サイクルはご相談させていただきます。
担保・保証人	当JAの定める基準によります。 借入者が法人の場合は、原則として代表 者を連帯保証人とします。但し、経営者 保証ガイドラインに基づき連帯保証人 を必要としない可能性を検討します。

ご用意いただく書類

- 注文書又は見積書等
- 事業計画書(就農計画書)
- 登記事項証明書及び定款等(法人の場合)
- ご印鑑
- その他JAが必要とする書類

ご融資までの流れ



※審査の結果、ご希望に添いかねる場合もございますので、
予めご了承願います。

ご不明な点などがありましたら、お近くのJAの
「担い手金融リーダー」までお問い合わせください。